

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

小学校、中学校施設の老朽化に対応するため、個別施設計画に基づき計画的に長寿命化改良事業を実施し、各施設の長寿命化を図ることを予定している。本計画には、南笠東小学校の長寿命化(予防改修工事)を図る予定をしている。

開校してから1度も改修出来ていなかった小中学校の屋外教育環境設備の改修を予定している。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、

当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

平成23年度末で全小学校、中学校の構造体の耐震化が完了している。平成27年度に全体育館、全武道場、小学校1校の校舎棟の非構造部材の耐震化を実施しており、以降は毎年1校ずつ校舎棟の非構造部材の耐震化を予定している。本計画中には、矢倉小学校の非構造部材の耐震化を予定している。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校のトイレについては、開校以来、抜本的な改修ができていないことから、老朽化が著しいトイレを対象として、内装や給排水設備の全面的な改修を実施するとともに、トイレの洋式化や多目的トイレの整備、バリアフリー化等の工事を実施する。本計画期間中には、矢倉小学校校舎内のトイレおよび南笠東小学校の体育館のトイレ改修工事を予定している。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

|  |
|--|
|  |
|--|

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等                                |         | 学校等   |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校                                |         | 14 校  |
| 中学校                                |         | 6 校   |
| 義務教育学校                             |         | 0 校   |
| 中等教育学校（前期課程）                       |         | 0 校   |
| 特別支援学校（小学部及び中学部）                   |         | 0 校   |
| 幼稚園等（特別支援学校の幼稚部を含む。）               |         | 0 園   |
| 高等学校等（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。） |         | 0 校   |
| 教員及び職員のための住宅                       |         | 0 戸   |
| 学校給食施設                             | 単独校調理場  | 0 箇所  |
|                                    | 共同調理場   | 2 箇所  |
| スポーツ施設                             | 学校水泳プール | 20 箇所 |
|                                    | 学校武道場   | 6 箇所  |
|                                    | 社会体育施設  | 9 箇所  |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名                     | 策定の有無 | 策定年月日   |
|-------------------------|-------|---------|
| 個別施設計画※ <sup>1</sup>    | 有り    | 平成24年4月 |
| 国土強靱化地域計画※ <sup>2</sup> | 有り    | 令和2年12月 |

※<sup>1</sup> インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合（学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等）には、「策定済」とすることができる。

※<sup>2</sup> 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後は、評価を実施し、評価結果を市ホームページで公表する。